

# 平成 2 4 年度 予 算 編 成 方 針

## 1 社会・経済状況に関する現状と認識

現在、我が国の経済状況は、2008年に発生したリーマンショック以降、景気回復の兆しが見えつつあるとされた矢先の本年3月に発生した東日本大震災の影響により、いまだ、景気回復が減速しており、復興に向けた確かなスタート地点に立てていないという不安感から、先行きに不透明感が増している。あわせて、短期間のうちに、急激な円高が進行し、日本経済に打撃を与えているとともに、ギリシャの財政危機に始まる欧州経済の混乱は、世界経済を不安定なものとし、日本経済を下押ししている。

また、少子高齢社会の一層の進展に伴い、社会保障経費や扶助費の増加は、避けられず、地方負担を前提とした国の制度創設や拡大により、地方自治体の一般財源は、更に制約される傾向にある。

こうした社会・経済情勢のもとにおける本市の財政状況は、これまでにない厳しい状態を露呈しており、今後とも持続可能な都市として、行政サービスの継続性を担保するためには、大胆な取組を実行し、現状を打開しなければならない。

## 2 本市の財政状況

平成22年度における経常収支比率は、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を除くと、100%を超えており、このことは、特例債を借り入れなければ、経常経費が賄えない財政状況を示している。こうした中、平成23年度から、臨時財政対策債の算定方式が変更され、借入額が大きく縮小し、こうしたことから、平成23年度の歳入見込みは非常に厳しく、現時点で、平成24年度予算編成に向けて、繰越金や基金の取崩し、更には、不要財産の売却等による財源確保の道筋は見出すことができない。

歳出について、人件費は、職員定数削減の取組により、職員数は大きく減少したが、退職手当組合に対する負担金の増等から、財政上、その削減効果が大きく現れるのは、平成25年度以降と見込まれる。また、公債費については、順次、償還を終える大型建設事業があるものの、臨時財政対策債の借り入れによる増等により、全体では、微増を見込んでおり、扶助費は、前述のとおり、少子高齢社会の進展により、増加は止まらない。更に、平成20年度から、5年の計画期間をもって取り組んできた伊勢原市土地開発公社経営健全化計画も最終年度である平成24年度まで着実に実行しなければならない。

### 3 予算編成の基本的な考え方

こうしたことから、平成24年度予算編成は、本市始まって以来ともいえる大変厳しいものであることは明らかである。市政運営の根幹をなす「いせはら21プラン後期基本計画」が最終年次を迎える中、財政健全化の取組や行財政改革を更に進めるとともに、施策の成果や効果の検証作業の結果をもとに、極めて限られた財源で効率的かつ効果的に編成することとする。

創意と工夫で一層の歳入確保に努力するとともに、国県補助事業を含めた臨時的経費の見直し、例年、縮減しながらも一定の予算を計上してきた経常経費の大幅な縮減、更には、義務的経費も削減を前提として見直すことを、平成24年度予算編成の基本的な考え方とし、次のとおり、具体の事項を定める。

#### (1) 平成24年度予算において財源を優先配分する施策

重要施策大綱に掲げた施策については、事業の内容、実施方法、財源等を精査した上で、一般財源の優先的な配分に配慮する。しかしながら、歳入見込みが極めて厳しいことから、1件審査等により、必要最小限の事業量とすることを視野に、一般財源を配分することとする。

#### (2) 枠配分方式の休止

枠配分予算編成方式は実施しないこととする。平成18年度予算編成から、庁内分権や職員のコスト意識向上等を目的として導入したものであるが、現下の財政状況に鑑み、全ての事業を査定対象とする。これまで枠配分対象であった事業の予算要求に当たっては、従前の一般財源額を上回らないよう配慮することとする。

#### (3) その他の事務事業経費

平成24年度重要施策に掲げた施策以外の「いせはら21プラン後期基本計画」計上事業については、各部運営方針ヒアリング及びサマーヒアリング指示事項、事業の内容、実施方法、財源等を精査した上で、臨時経費については予算計上の見送りや縮減も含め検討した中で、必要最小限の一般財源を効果的に配分することとする。

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）については、削減を前提とした見直しを行うこととする。特に、市単独で実施している扶助費は、制度の存廃も含めた見直しを実施した上で、必要最小限の一般財源の配分を行う。

特別会計への繰出金については、特別会計の歳入歳出全般について独立採算を前提として精査を行い、収入の確保、支出の節減合理化に努めること。その上で、制度上一般会計が負担することとされている繰出金についてのみ一般財源の最小限の配分を行うこととし、原則として財源補てんのための繰出金など制度外の繰出金は認めない。制度外の繰出金を必要とする場合は、その根拠と理論を明確にすること。

団体等に対して支出する補助金・負担金・交付金等についても、次の「(4) 経費積算の適正化と既存事業の見直し」に掲げる事項に基づき、縮減を前提に精査すること。

#### (4) 経費積算の適正化と既存事業の見直し

次の点を踏まえて、最小限の金額を計上すること。また、執行可能な事業量を十分に検討の上、事業の繰越や不用額を生ずることがないように留意し、業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。

##### 既存の事務事業

ゼロベースで必要性、緊急性、有効性、費用対効果等について徹底した見直しを行うこと。なお、見直しの結果、実施する必要がある事務事業であっても、事業の内容、方法、財源から必要最小限の経費を見積ること。

また、複数年度にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約は、長期継続契約条例の適用を前提に見積ること。

##### 事務事業開始から長期間を経過している事業

法令等の規定により実施が義務づけられているものも含み、必ず、費用対効果等について適正な評価を行うこと。諸情勢の変化等を踏まえて、廃止、縮小、統合、新たな事業展開等も見据えた上で、真に継続する必要があるものについてのみ、必要最小限の経費を見積ること。

##### 新規の事務事業

特段の必要性により新規事業を計上する場合も、実施方法、財源等を精査し、必要最小限の経費を見積ること。この場合においては、既存事業の見直しによる財源確保を前提とする。

##### 起債事業

市債残高の増加を極力抑制するため、適債事業であっても、必要性、緊急性、有効性、費用対効果等について十分検討し、必要最小限の経費を予算要求すること。この場合において、年度内執行事業量を厳正に見込み、結果として過大な積算による多額の不用額や事業の繰越しを生じさせないように十分注意すること。なお、国県の制度変更十分に注意すること。

#### 債務負担行為の計画的縮減

土地開発公社及び事業公社の経営健全化は、健全化法の要請するところである。特に土地開発公社の経営健全化計画に基づく実行予定額を優先に計上する。新たな債務負担行為予算の計上は行わないこととし、所要経費は歳出予算に計上すること。なお、国庫補助事業採択等、やむを得ず調整する必要がある場合は、必ず財政当局、土地開発公社・事業公社と事前の協議を行うものとする。

#### (5) 国県制度及び国県補助、負担金動向の注視

昨年度に引き続き、国県制度に関しては、極めて制約的な日時の中で内容が確定していくことが予測される。地域主権改革とそれに伴う地方財政や制度動向に常に細心の留意をすることとされたい。特に「一括交付金化」などは地方財政に大きな影響を及ぼす要素として意識されたい。

国県支出金については、関係機関との連絡を密にし、制度の改正動向等に関する情報収集に努めた上で、最大限その活用を図り、適切な予算見積りを行うこと。また、国県支出金の廃止や減少があった事業については、見直しを図る機会と捉え、適切な対応をとること。継続が不可欠な事業であっても、市の一般財源で負担することを当然と受け止めず、あらゆる手段をもって国、県と調整を行うこと。

#### (6) 行財政改革の取組

行財政改革の推進に向けて、引き続き、最大限の努力を傾注し予算編成を行うこと。

#### (7) 適正負担に基づく市民サービスの充実

施設利用や各種行政サービスの提供に対して、受益者に応分の負担を求めることは、市民間の公平を図り、市民サービスを向上させていく上での重要な前提である。各行政分野においては、これまでの点検作業を更に進めること。

#### (8) 施設の維持修繕・老朽化対策

既存施設の老朽化が進む中、施設を良好に維持し、施設寿命の長期化を図っていく必要があるため、施設等の維持・修繕に係る経費については、複数年度の弾力的な財源配分等も踏まえ、必要最小限の経費を見込むこと。

1 平成24年度の財政収支推計(一般会計・一般財源ベース)

参考資料

(歳入)

(単位:千円)

区 分		24年度	23年度	増減	備 考
市税・地方譲与税等	市税	15,564,800	15,502,800	62,000	担当課の推計を基に推計
	地方揮発油譲与税	62,000	62,000	0	国からの情報等を基に推計
	自動車重量譲与税	161,700	161,700	0	"
	利子割交付金	37,100	37,100	0	"
	配当割交付金	34,900	34,900	0	"
	株式等譲渡所得割交付金	69,000	69,000	0	"
	地方消費税交付金	931,300	931,300	0	"
	ゴルフ場利用税交付金	19,900	19,900	0	"
	自動車取得税交付金	78,500	78,500	0	"
	地方特例交付金	210,800	210,800	0	"
	地方交付税	463,378	383,145	80,233	"
	交通安全対策特別交付金	12,800	12,800	0	国からの情報等を基に推計
	使用料	74,000	74,000	0	H23決算見込と同額
	小 計	17,720,200	17,577,900	142,300	
その他 (交付税・繰越金等)	財政調整基金繰入金	0	100,000	100,000	H24においては繰入を見込まない
	特別会計繰入金	0	0	0	H24においては繰入を見込まない
	前年度繰越金	0	233,700	233,700	H24においては繰越金を見込まない
	臨時財政対策債	1,000,000	1,038,000	38,000	国からの情報を基に推計
	寄附金	0	100	100	
	財産収入	12,000	12,000	0	
	諸収入	18,000	19,100	1,100	H23決算見込を基に推計
小 計	1,030,000	1,402,900	372,900		
合 計	18,750,200	18,980,800	230,600		

(歳出)

区 分		24年度	23年度	増減	備 考
人件費		6,840,200	6,868,600	28,400	定員管理の取組に対する当面の方針等を基に推計
公債費		2,654,000	2,645,700	8,300	償還計画を基に推計
その他経費	物件費	3,331,900	3,204,500	127,400	H23決算見込等を基に推計
	維持補修費	203,900	203,900	0	"
	扶助費	2,155,800	1,981,800	174,000	"
	補助費等	2,184,600	1,983,200	201,400	"
	積立金	500	4,000	3,500	財政調整基金積立金のみを見込む
	繰出金	2,717,600	2,430,100	287,500	担当課の推計を基に推計
	投資的経費	693,700	621,400	72,300	H23決算見込等を基に推計
小 計	11,287,900	10,428,900	859,000		
予 備 費		30,000	30,000	0	
一般財源所要額計		20,812,100	19,973,100	839,000	

不足見込額	2,061,900	992,300
-------	-----------	---------

(金額算出方法)

1 平成23年度は、現時点の一般会計の状況。(歳出の性質別の一般財源所要額は、推計値。)

2 平成24年度の歳入・歳出額(一般財源額)は、「備考欄」記載の方法により推計した金額。

3 金額は、項目ごとに十万円単位で四捨五入していますので、合計値等が合致しない場合があります。